

# 広報しながわ広告掲載取扱要綱

制定 昭和 60 年 4 月 1 日要綱第 15 号  
改正 昭和 63 年 4 月 8 日要綱第 29 号  
改正 平成 3 年 5 月 7 日要綱第 36 号  
改正 平成 13 年 1 月 14 日要綱第 56 号  
改正 平成 17 年 2 月 10 日要綱第 8 号  
改正 平成 18 年 6 月 8 日要綱第 114 号  
改正 平成 27 年 12 月 18 日要綱第 517 号  
改正 平成 31 年 3 月 13 日要綱第 106 号  
改正 令和 6 年 3 月 25 日要綱第 109 号  
改正 令和 8 年 1 月 16 日要綱第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区が発行する「広報しながわ」(以下「広報紙」という。)へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係るもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他広報紙に掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

(掲載する広報紙および掲載の位置)

第 3 条 掲載する広報紙は、毎月 15 日に発行する広報紙とする。

2 区長室長は、前項に関し、編集作業上支障があると認めるときは、広告掲載が決定した者(以下「広告主」という。)と協議のうえ、掲載する広報紙および掲載する位置を変更することができる。

(広告の大きさ)

第 4 条 広告の大きさは、次のとおりとする。

広告主	大 き さ
1 号 告 告	縦 4.4 センチメートル 横 23.4 センチメートル
2 号 告 告	縦 4.4 センチメートル 横 15.5 センチメートル
3 号 告 告	縦 4.4 センチメートル 横 11.6 センチメートル

4号広告	縦 横	4.4センチメートル 7.7センチメートル
5号広告	縦 横	9.0センチメートル 11.6センチメートル

(広告掲載料)

第5条 掲載1回あたりの広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 140,000円
- (2) 2号広告 90,000円
- (3) 3号広告 70,000円
- (4) 4号広告 45,000円
- (5) 5号広告 140,000円

(広告掲載希望者の募集)

第6条 区長室長は、別に定めるところにより、広報紙で広報掲載者を公募する。

(広告の申し込み)

第7条 広報紙に広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(様式1)に掲載しようとする広告の原稿を添えて申し込まなければならない。

(決定)

第8条 区長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の可否決定後、掲載号の発行の1か月前までに一括前納しなければならない。ただし、区長が必要と認めたときはこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載をできなかったときは、返還するものとする。

(広告の版の内容および版代)

第11条 広告の版の内容および版の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

(掲載の取消)

第12条 区長は、広告主が次の1に該当する場合において、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、広報紙の公共性を害する恐れが生じたとき。
- (3) 広告掲載の取消しの申し出があったとき。

2 区長は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告掲載を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長室長が定める。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 8 年度広告掲載に関する手続きは、この要綱の適用の日前において行うことができる。

# 広報しながわ広告掲載申込書

年 月 日

(申込者) 干  
住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者 役職  
氏名 \_\_\_\_\_  
担当者 役職  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

広報しながわ広告掲載取扱要綱第7条の規定により、次の通り申し込みます。

## 記

### 1. 希望する号と広告の大きさ

※希望する号のところを○で囲み、希望の大きさを書き込んでください

年	月 15 日号	_____ 号	広 告
	月 15 日号	_____ 号	広 告
	月 15 日号	_____ 号	広 告
	月 15 日号	_____ 号	広 告

### (参 考) 広告の大きさと1回掲載あたりの料金

1号広告	(縦×横	4.4 cm × 23.4cm)	140,000 円
2号広告	(縦×横	4.4 cm × 15.5cm)	90,000 円
3号広告	(縦×横	4.4 cm × 11.6cm)	70,000 円
4号広告	(縦×横	4.4 cm × 7.7cm)	45,000 円
5号広告	(縦×横	9.0 cm × 11.6cm)	140,000 円

### 2. 原稿案 別添のとおり